

令和7年度さぬき市ケアプラン点検・事業所指導委託業務 仕様書

1 業務名

令和7年度さぬき市ケアプラン点検・事業所指導委託業務

2 事業目的

保険給付の内容及び水準が介護保険法第2条第2項から第4項までに掲げるものとなるよう、事業者との面談によるヒアリング（以下、事業者ヒアリング）を行い、事業を通じてサービスの質の向上等により介護給付の適正化を推進することを目的とする。

また、市内の介護支援専門員に対する研修会を実施し、介護給付の適正化に向けた情報提供を行い、介護給付の適正化に対する意識付けを広めていくことを目的とする。

3 業務期間及び予算額

業務期間	契約日から令和7年12月28日まで
予算額	1,881,000円

4 ケアプラン点検及び事業者へのヒアリングと指導

(1) 実施方法

居宅サービス計画等の書類に基づいて、当該事業所の担当ケアマネジャーにヒアリングを行い「利用者の自由な選択を阻害していないか」、「自立支援に資するものとして十分な内容となっているか」、「真に必要なサービスが適切に位置づけられているか」等の視点でケアプラン点検を行う。

その際、厚生労働省の「ケアプラン点検支援マニュアル」や介護給付適正化にあたって、対象者の身体状況にあった給付がなされているか検証するため、認定データと給付データの突合分析を行い、居宅サービス計画等の内容と請求結果との整合性を確認した上で、介護保険制度に精通した指導者からの指導が必要と思われるケースを選定し、前述の視点からケアプランの作成に関する指導等を実施する。

また、指導内容について改善結果を確認するため、約1ヶ月後、再度ヒアリング（フォローヒアリング）を行う。

(2) ヒアリング対象事業所の選定及びヒアリング実施日

居宅サービス計画等の内容と請求結果との整合性を確認した結果、おおむね4事業者を選定し、事業者に対するヒアリングを行う。

初回ヒアリング実施日及びフォローヒアリング実施日については、事業者決定後に調整する。

(3) 給付分析・対象ケースの抽出

市が提供する要介護認定データ（NCI251）及び給付実績データ（111データ及び011データ）を使用し、給付分析（突合分析）を行い、その結果を基に事業者選定及びケアプラン点検対象ケースを抽出する。1事業者当たりの対象被保険者は、5名以内とする。

(4) 事業者の点検書類

選定された事業者は、①②⑤は直近の写し、③④については直近3か月分の写しを初回ヒアリング2週間前までに市へ提出するとともに、ケアプラン点検実施日には対象となっている被保険者の書類①～⑤の原本を当日持参する。

- ①アセスメント表（課題分析）
- ②居宅サービス計画書(1)(2)、週間サービス計画表
- ③サービス利用票・別表
- ④支援経過記録（モニタリングを含む。）
- ⑤サービス担当者会議録

(5) 実施の流れ

- | | | | |
|----------|------|------------------------|-------------------|
| ①初回ヒアリング | 1か月前 | 対象事業所へ市から通知 | |
| ② | ” | 2週間前 | 書類提出締め切り、事業者が市に持参 |
| ③ | ” | 1週間前 | 市より受託者に書類を送付 |
| ④ | ” | 前日まで | 受託者が指導のポイントを確認 |
| ⑤初回ヒアリング | 当日 | 上記ポイントに基づいて指導を実施 | |
| ⑥ヒアリング | 1か月後 | 事業所からの改善報告書の提出、改善内容の確認 | |

(6) ヒアリング指導者

ヒアリング指導者は以下の要件を満たすこと。

- ① ヒアリング指導者は介護支援専門員の資格を有し、介護支援専門員研修課程等の講師を務めた経験を有すること。
- ② 自治体において3年以上のヒアリング指導実績を有すること。
- ③ 今年度10自治体以上のヒアリング指導実施予定を有すること。

5 その他

本件については、個人情報を取り扱うため、本契約業務を受託する事業者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの認定、又は同等の第三者評価を複数回更新した実績を有する法人であることを必須とし、法人認定を証する書類の写しを見積書提出時に添付すること。（法人認定ではない担当者の個人資格は対象外とする。）

個人情報の取扱いについては、細心の注意を払うこと。

特に、委託業務処理に際して知り得た事項については、他に漏らすことのないよう秘密保持を遵守すること。